

水道施設空調設備保守点検等業務委託
仕様書

精華町

第1節 一般事項

1 適用

仕様書は、水道施設空調設備保守点検等業務委託（以下、本業務という。）に関する事項を記載するものである。

2 目的

水道施設に設置している空調機器が、フロン排出抑制法その他関係法令に適合し、かつ該当機器の性能維持を図ることを目的とする。

3 業務場所

精華町大字北稲八間小字井手ノ元 1 番地 地内	北稲浄水場
精華町大字柘榴小字出口 30 番地 地内	柘榴浄水場
精華町精華台七丁目 3 番地 地内	植田受水場
精華町精華台八丁目 2 番地 地内	精華台華の塔配水池
精華町桜が丘三丁目 33 番地 地内	桜が丘配水池

4 履行期間

令和8年6月1日 から 令和13年5月31日 まで

5 共通事項

受注者は、この仕様書による他、委託契約書及び関係書類等に基づき誠実にかつ完全に業務を完了しなければならない。なお、この仕様書に記載の無い事項であっても、業務に必要なものは受注者の責任において、これを負担しなければならない。また、本業務の着手に当たり、その他設備等に被害を与えた場合は、速やかに監督職員に連絡し、直ちに復旧するものとする。

6 準拠規格

本業務は、この仕様書による他、次の規格に準拠すること。

- (1) フロン排出抑制法、フロン排出抑制法関連法
- (2) 電気設備に関する技術基準
- (3) その他関連法令によるもの

7 疑義の解釈

本仕様書及び設計図書に明示されていない事項や疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

8 下請負

受注者は、業務の一部を第三者に請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本町に届出なければならない。

9 費用の負担

材料および業務の検査や業務に伴う調査、試験諸手続や発生したゴミの処分に必要な費用は、業務費に含むものとする。

10 賠償の義務

受注者は、業務施工の際、発注者または第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法にて速やかにその責を追わなければならない。

ただし、天災その他通常受注者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

11 業務着手

受注者は、契約締結後速やかに本仕様書および添付図書類に基づき、工程表および業務計画書を作成し、承諾を得た後速やかに業務に着手しなければならない。

1.2 提出図書類

契約約款によるものを含め、別添「業務関係提出書類一覧表」に記載される書類を提出すること。

1.3 業務の検査

受注者は履行期間満了又は当該年度の委託業務がすべて完了したときは完了届を速やかに提出し、検査を受けなければならない。

1.4 契約代金の支払

受注者は検査に合格した場合は、当該履行期間の契約代金を請求することができる。
なお、請求回数は計6回とする。

第2節 点検及び保守、清掃

1 業務範囲

本業務の対象となる範囲は以下の通りとする。

- (1) 水道施設空調設備の点検及び保守作業
- (2) 契約期間内における機器故障時の臨時の対応

2 共通事項

- (1) 作業者は、環境省が規定する別添の「十分な知見を有する者について」に記載されるA～Cに該当する者を配置し、関係法令を満たす点検を行うこと。
- (2) 作業に必要な器具等は受注者の負担とすること。
- (3) 作業時間は、原則として平日の8時30分から17時までとする。

3 対象設備

別添「水道施設 空調設備一覧」及び図面のとおりである。

4 作業内容

- (1) 点検作業は年度毎にシーズンイン点検2回（冷・暖房使用期間前点検）及びシーズンオン点検2回（冷・暖房使用期間中点検）とし、実施時期及び点検種別は、次のとおりとする。
シーズンイン点検 契約締結後速やかに着手（2年目以降は5月）、11月
シーズンオン点検 8月、2月
- (2) 点検作業項目は国土交通省大臣官房官庁営繕部が発行する「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」における冷熱源機器のパッケージ形空気調和機のシーズンイン点検及びシーズンオン点検を参考とし、フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第3章第1節第16条1項の規定による第一種特定製品の管理者の判断の基準と成るべき事項第二の1に定める簡易点検を満たす項目を追加した別添「点検内容リスト」とする。
- (3) 機器故障時の臨時の対応とは、発注者より対象機器の不良連絡に対応し、機器不良箇所の特定に協力することをいう。また、修繕に関しては別途協議の上で進めるものとする。なお、令和7年4月～令和8年2月における故障事象発生件数は1件である。
- (4) 保守作業の項目は「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」における第2編定期点検等及び保守の第1章一般事項の第1節一般事項の1.1.3 保守の範囲とする。
- (5) シーズンイン点検におけるガス漏れ点検は、フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第3章第1節第16条1項の規定による第一種特定製品の管理者の判断の基準と成るべき事項第二の1に定める定格出力7.5kW以上50kW未満の第一種特定製品に係る専門知識を有する者による定期点検「1回/3年点検」（以下「定期点検」という。）とする。なお、定期点検の点検方法は、日本冷凍空調設備工業連合会発行「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏洩点検・修

理ガイドライン」に準拠すること。

5 点検及び報告に係る注意事項

(1) 点検の準備に係る事項

点検箇所は、水道施設となるため点検日程等については、事前に監督職員と協議を行い、工程表を提出すること。

(2) 点検作業に係る事項

ア) 点検作業時は、点検に必要な場所以外へは立ち入らないこと。

イ) 点検作業時は、点検者のけがや設備の故障を防ぐために、必要のある場合を除きその他の設備にふれないこと。

ウ) 点検作業時は、安全対策を十分に実施し、監督職員による指示があった場合は速やかにこれに従うこと。

エ) 上水道施設に立入る作業員について、水道法第 21 条第 1 項の規定に基づく赤痢菌・サルモネラ菌・O-157 の検査を事前に行い、その結果を作業日までに提出しなければならない。なお、検査時期は 6 ヶ月毎とする。

(3) 点検の報告に係る事項

ア) 点検の報告に係る書式は、あらかじめ発注者の承諾を得たものを使用すること。

イ) 点検において発見された故障機器及び不具合箇所は、ア) の報告とは別に、総括表にまとめると共に図示して報告すること。

ウ) 報告書作成にかかる費用は、受注者の負担とする。

エ) 点検報告書は各点検終了後速やかに提出すること。

6 その他

故障時の臨時の対応は連絡体制を契約期間中維持すること。

なお、対応時間は平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までを基本とする。

